

# 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例

## CHECK! 10.1 小金井市条例 はじまる!

平成30年10月1日に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行します。

社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進します。障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）や学習指導要領（平成29年告示）から、公立学校教職員に求められることを解説します。

## CHECK! 障害を理由とする差別の禁止!

障害を理由とする差別とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。（障害者差別解消法より）

※ 知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。



こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

## CHECK! 合理的配慮の提供!

合理的配慮とは、障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことをいいます。（障害者差別解消法より）

### ① 学級担任と保護者で「建設的な対話」を行う。

#### 好事例

- ・ 本人の成長、周囲の児童・生徒の成長を見て、**年度ごとに対応を更新**する。
- ・ 行事等、必要に応じて学級担任と保護者が話し合いを行い、**合意形成**をする。
- ・ 行事等の**2週間前**には、対応方法を話し合い、見直しをもつ。

### ② 校内で「必要な調整・変更」を行う。

#### 好事例

- ・ 支援内容、支援対象の優先順位を校内で**共通理解**する。
- ・ 支援員やボランティア等のスケジュールの**調整・変更**を行う。

## CHECK! 通常の学級における指導の配慮!

障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫する。

その際、教科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する。



### 配慮の例を紹介します! (小学校学習指導要領解説書 国語偏 P160 より抜粋)

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

各教科等の学習指導要領解説書で確認しましょう!